公安委員会 説明資料No. 1	相模原市の障害者支援施設における 事件の検証等チーム報告書について	平成28年12月8日 生活安全企画課 刑事企画課

1　検証等チームにおける検討

平成28年７月に神奈川県相模原市の障害者支援施設において発生した殺傷事件について、８月、厚生労働省に「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」が設置され、警察庁も参画し、検討を進めてきたところ、12月８日、再発防止策に係る提言として報告書が取りまとめられたもの。

2　報告書の概要

(1) 共生社会の推進に向けた取組

共生社会の構築を目指す政府としての姿勢の周知・啓発、「心のバリアフリー」の取組及び障害者の地域移行や地域生活の支援を推進

(2) 退院後の医療等の継続支援の実施のために必要な対応

都道府県知事等による「退院後支援計画」の作成、保健所設置自治体の長による退院後支援全体の調整等により、措置入院者の退院後の医療等の継続支援を実施

(3) 措置入院中の診療内容の充実

措置入院中の診療内容に係るガイドラインの作成、専門知識を有する医師の育成等により、措置入院中の診療内容を充実

(4) 関係機関等の協力の推進

措置診察等の判断に係るチェックポイントの作成、都道府県等における協議の場の設置等により、関係機関等の協力を推進

(5) 社会福祉施設等における対応

社会福祉施設等における防犯に係る安全確保、職員への研修及び職員の処遇改善等の取組を推進

3　警察における対応

(1) 都道府県等における協議の場への参画等を通じた関係者間の相互理解の推進

都道府県、精神科医療関係者等との間で、措置診察に至るまでの地域における対応方針、具体的な犯罪情報を把握した場合の情報共有のあり方等について定期的に協議する場への参画等を通じ、相互理解を推進

(2) 社会福祉施設等の防犯に係る安全確保への協力

防犯講習や防犯訓練等への参加、日常からの連絡体制の構築等を通じ、社会福祉施設等の防犯に係る安全確保に協力

4　今後の予定

12月９日　障害者施設における殺傷事件への対応に関する関係閣僚会議

公安委員会 説明資料No. 2	ストーカー行為等の規制等に関する法律 の一部を改正する法律の成立について	平成28年12月８日 生活安全企画課

1　これまでの経緯

○　平成25年改正ストーカー規制法附則第５条に基づき、同年11月以降、警察庁において「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会」を開催。平成26年８月、報告書を取りまとめ。

○　本年８月４日、与党「ストーカー規制法改正に関するワーキングチーム」（座長：平沢勝栄衆議院議員）において、報告書の内容を踏まえ、本法案を取りまとめ。本年11月17日の参議院内閣委員会において委員会提案として本法案を提出することが採決され、同月18日の参議院本会議、同月30日の衆議院内閣委員会、今月６日の衆議院本会議でそれぞれ可決され、成立（同月14日に公布予定。）。

2　改正の概要

(1)　規制対象行為の拡大等

○　住居等の付近をみだりにうろつくこと
○　ＳＮＳを用いたメッセージ送信等
○　ブログ等の個人のページにコメント等を送ること　を追加。

(2)　禁止命令等の制度の見直し

○　警告を経ずに禁止命令等を行うことも可能に。
○　緊急の場合、事前に聴聞を行わず禁止命令等を発し、事後に意見の聴取を行うことも可能に。
○　禁止命令等に１年間の有効期間を設け、更新制に。
○　都道府県公安委員会の事務を警察本部長等に委任することを可能に。

(3)　ストーカー行為等に係る情報提供の禁止

ストーカー行為等をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し被害者情報を提供することを禁止。

(4)　ストーカー行為等の相手方に対する措置等

○　職務関係者による被害者の安全確保・秘密保持、職務関係者に対する研修・啓発、国、地方公共団体等による情報管理の措置を規定。
○　国・地方公共団体は、避難のための民間施設における滞在支援、公的賃貸住宅への入居の配慮に努める。

(5)　ストーカー行為等の防止等に資するための措置

○　国・地方公共団体は、加害者を更正させるための方法、被害者の健康回復の方法等について調査研究を推進。
○　国・地方公共団体が務めるべき措置として、実態把握、人材養成・資質向上、教育活動等、民間団体との連携強化を追加。

(6)　その他

○　ストーカー行為罪を非親告罪化。
○　ストーカー行為罪・禁止命令等違反罪の罰則を強化。

3　施行期日

公布の日から起算して20日（２(2)については６月）を経過した日。

公安委員会 説明資料No. 3	特定危険指定暴力団等の指定の期限延長等について	平成28年12月８日 暴力団対策課

1　経緯

福岡県及び山口県の各公安委員会は、平成24年12月27日、指定暴力団五代目工藤會を特定危険指定暴力団等として指定し、その後、当該指定の期限を３回延長したところ、本年12月26日に当該期限が満了することから、今般、更に当該期限を延長するもの。

2　特定危険指定暴力団等の指定の期限延長

(1)　指定の期限延長に係る指定暴力団

五代目工藤會

(2)　延長する期間

１年間（平成28年12月27日から平成29年12月26日まで）

(3)　警戒区域

変更なし

3　特定危険指定暴力団等の指定の主な効果

(1)　暴力的要求行為等の直罰化

特定危険指定暴力団等の指定暴力団員が、警戒区域内において暴力的要求行為を行うなどした場合、行政命令を発出することなく検挙することが可能となる。

(2)　事務所使用制限命令の発出

警戒区域内に在る特定危険指定暴力団等の事務所が、暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第30条の８第１項の暴力行為に関し、多数の指定暴力団員の集合の用に供されているなどの一定の要件を満たした場合、公安委員会は、当該事務所を当該特定危険指定暴力団等の活動の用に供することなどを禁止する事務所使用制限命令を発出することができる。

4　今後の方針

本制度を効果的に活用するとともに、未解決凶悪事件の捜査を徹底するなどして、工藤會の壊滅に向けた取組を更に強力に推進する。